

基安安発 0310 第 3 号

平成 26 年 3 月 10 日

都道府県労働局労働基準部
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止
のための作業標準マニュアルについて

屋根等からの墜落防止対策については、平成 24 年 3 月 30 日付け基安安発 0330 第 5 号をもって、公益社団法人日本保安用品協会及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所が連携して取りまとめた報告書「補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」の内容をあらゆる機会を活用して周知するとともに、個別指導等においても活用するよう指示していたところであるが、今般、厚生労働省が建設業労働災害防止協会に委託して実施した「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」において、足場の設置が困難な屋根上作業を対象に「－足場の設置が困難な屋根上作業－ 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」が取りまとめられたところである（別途送付済）。

については、本マニュアルの内容を、平成 24 年の報告書に代わってあらゆる機会を活用して関係者に周知するとともに、個別指導等においても活用されたい。

なお、下記の団体に対してそれぞれ別添 1 から 4 のとおり要請したので併せて了知されたい。

記

建設関係団体等	別添 1
建設業労働災害防止協会	別添 2
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	別添 3
公益社団法人日本保安用品協会	別添 4

基安安発 0310 第 1 号

平成 26 年 3 月 10 日

別紙団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止
のための作業標準マニュアルについて（要請）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただいております。御礼申し上げます。

さて、屋根等からの墜落防止対策については、平成 24 年 3 月 30 日付け基安安発 0330 第 4 号の本職通知をもって、公益社団法人日本保安用品協会及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所が連携して取りまとめた報告書「補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」の周知をお願いしていたところですが、今般、厚生労働省が建設業労働災害防止協会に委託して実施した「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」において、足場の設置が困難な屋根上作業を対象に「一足場の設置が困難な屋根上作業－墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」が別添のとおり取りまとめられたところです。

つきましては、本マニュアルの内容を、平成 24 年の報告書に代わってあらゆる機会を活用して貴下会員他関係者に周知くださいますようお願いいたします。

(別紙)

(要請先団体)

一般社団法人日本建設業連合会

一般社団法人全国建設業協会

一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会

一般社団法人住宅生産団体連合会

一般社団法人建設産業専門団体連合会

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会

一般社団法人太陽光発電協会

一般社団法人全国太陽光発電推進協議会

一般社団法人ソーラーシステム振興協会

全国建設労働組合総連合

基安安発 0310 第 2 号

平成 26 年 3 月 10 日

建設業労働災害防止協会事務局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止
のための作業標準マニュアルについて（要請）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただいております。御礼申し上げます。

さて、屋根等からの墜落防止対策については、平成 24 年 3 月 30 日付け基安安発 0330 第 4 号の本職通知をもって、公益社団法人日本保安用品協会及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所が連携して取りまとめた報告書「補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」の周知をお願いしていたところですが、今般、貴協会に委託して実施した「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」において、足場の設置が困難な屋根上作業を対象に「－足場の設置が困難な屋根上作業－ 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」が取りまとめられたことを受け、別添のとおり建設業関係団体等に対して本マニュアルの内容の周知を要請したところです。

つきましては、貴協会におかれても会員等に対して本マニュアルの内容を積極的に周知いただくとともに、関係者から問合せ、支援要請等があった場合は適切に対応くださいますよう特段の御配慮をお願いいたします。

基安安発 0310 第 4 号

平成 26 年 3 月 10 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止
のための作業標準マニュアルについて（要請）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、屋根等からの墜落防止対策については、平成 24 年 3 月 28 日付け事務連絡による貴研究所及び公益社団法人日本保安用品協会からの要請を受け、平成 24 年 3 月 30 日付け基安安発 0330 第 4 号の本職通知をもって、貴研究所及び公益社団法人日本保安用品協会が取りまとめた報告書「補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」の周知を図ってきたところです。本報告書は、特に東日本大震災により被害を受けた建物の改修工事等における墜落・転落災害の防止に一定の成果を挙げたものと考えており、感謝申し上げます。

一方、厚生労働省では、本年度「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」を建設業労働災害防止協会に委託して実施し、同事業において、貴下研究員にも参画いただき足場の設置が困難な屋根上作業を対象に「－足場の設置が困難な屋根上作業－ 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」が別添 1 のとおり取りまとめられました。これを受けて、本職より別添 2 のとおり建設業関係団体等に対して本マニュアルの内容の周知を要請したところです。

つきましては、貴研究所におかれては、平成 24 年の報告書に代わって本マニュアルの内容を周知いただくとともに、関係者から問合せ、支援要請等があった場合は適切に対応くださいますようお願いいたします。

基安安発 0310 第 5 号

平成 26 年 3 月 10 日

公益社団法人日本保安用品協会専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止
のための作業標準マニュアルについて（要請）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、屋根等からの墜落防止対策については、平成 24 年 3 月 28 日付け事務連絡による貴協会及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所からの要請を受け、平成 24 年 3 月 30 日付け基安安発 0330 第 4 号の本職通知をもって、貴協会及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所が取りまとめた報告書「補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」の周知を図ってきたところです。本報告書は、特に東日本大震災により被害を受けた建物の改修工事等における墜落・転落災害の防止に一定の成果を挙げたものと考えており、感謝申し上げます。

一方、厚生労働省では、本年度「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」を建設業労働災害防止協会に委託して実施し、同事業において、貴協会御担当者にも参画いただき足場の設置が困難な屋根上作業を対象に「一足場の設置が困難な屋根上作業－墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」が別添 1 のとおり取りまとめられました。これを受けて、本職より別添 2 のとおり建設業関係団体等に対して本マニュアルの内容の周知を要請したところです。

つきましては、貴協会におかれては、平成 24 年の報告書に代わって本マニュアルの内容を会員等に対して積極的に周知いただくとともに、関係者から問合せ、支援要請等があった場合は適切に対応くださいますようお願いいたします。